資料３

○愛西市健康日本 21 計画推進専門部会、愛西市食育推進計画専門部会、愛西市健康なまちづくり事業推進委員会の再編について

１　概要

本市では、平成 19 年度に「第 1 次愛西市健康日本 21 計画」を策定し、市の実情に合わせた健康づくりや食育に対する取り組みを展開している。また、平成 26 年度の「第 2 次愛西市健康日本 21 計画」の策定に際し、「愛西市健康日本 21 計画推進専門部会（愛西市食育推進計画専門部会）」を設置し、関係機関が一体となってより効果的に計画の推進が図られるよう体制を整備した。

また、本市では、平成 29 年度から、生活習慣病等を予防することで健康寿命の延伸を図り、地域経済を活性化し、まちの賑わいや活力の再興をめざすことを目的に「健康なまちづくり事業」の展開をスタートし、「愛西市健康なまちづくり事業推進委員会」を設置し、その推進を図っている。

今般、「第 3 次愛西市健康日本 21 計画」の策定にあたり、「健康なまちづくり事業」で進める取り組みは、「愛西市健康日本 21 計画」における取組方針、めざす姿に合致するところがあることから、「愛西市健康日本 21 計画」及び「健康なまちづくり事業」をより効率的、効果的に推進できるよう、それぞれの推進体制の見直しを図るものである。

２　見直しの考え方

「第３次愛西市健康日本 21 計画」（以下「本計画」という。）では、「みんなでつくろう笑顔あふれる『健康あいさい』」を基本理念として掲げ、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標に、健康づくりや食育に対する取り組みを推進している。本計画では、目標を達成するための取組方針として、「生活習慣の改善」（６項目）、「生活習慣病の発症予防と重症化予防」（４項目）、「自然に健康になれる環境づくり」（２項目）を掲げている。

「健康なまちづくり事業」（以下「本事業」という。）は、運動と食の両面でのアプローチによる健康づくりの実施、生活習慣病の予防を目的とするものであり、本計画の目標を達成するための取組方針のうち、「生活習慣の改善」及び「自然に健康になれる環境づくり」において、それぞれのめざす姿と本事業の目的が合致するものと考えられ、本計画の目標を達成するその一助となるものと言える。

現在の推進体制は、それぞれの部会又は委員会において行っているところであるが、一つの委員会として行うことで、市としての方向性がさらに明確となり、「愛西市健康日本 21 計画」及び「健康なまちづくり事業」が掲げる目的達成のための推進がより効率的、効果的になるものと考える。

３　新体制について

現　体　制

愛西市健康日本 21 計画推進専門部会
愛西市食育推進計画専門部会

1	学識経験を有する者（大学教授）
2	学識経験を有する者（歯科医師）
3	保健医療福祉団体の関係者（津島保健所）
4	保健医療福祉団体の関係者（社会福祉協議会）
5	地域団体の関係者（コミュニティ推進協議会）
6	地域団体の関係者（老人クラブ連合会）
7	地域団体の関係者（婦人会）
8	地域団体の関係者（健康づくり食生活改善推進協議会）
9	地域団体の関係者（健康づくり運動推進協議会）
10	学校保健の関係者（市内中学校養護教諭）
11	学校保健の関係者（市内小学校養護教諭）
12	愛西市内で就労している者
13	愛西市内で就労している者
14	愛西市内で就労している者
15	愛西市健康日本21計画推進市民部会に属する者
16	愛西市健康日本21計画推進市民部会に属する者
17	愛西市職員のうち、要綱に定める所属の者

愛西市健康なまちづくり事業推進委員会

1	学識経験を有する者（大学教授）
2	地域団体の関係者（あいち海部農業協同組合）
3	地域団体の関係者（愛西市商工会）
4	地域団体の関係者（愛西市観光協会）
5	地域団体の関係者（あいさいスポーツクラブ）
6	地域団体の関係者（愛西市スポーツ施設指定管理者）
7	愛西市内で就労している者
8	愛西市内で就労している者
9	愛西市職員のうち、要綱に定める所属の者
10	その他、市長が必要と認める者（津島保健所）

新　体　制

愛西市健康日本 21 計画推進委員会

○委員

1	学識経験を有する者（歯科医師）
2	地域団体の関係者（健康づくり食生活改善推進協議会）
3	地域団体の関係者（健康づくり運動推進協議会）
4	地域団体の関係者（あいさいスポーツクラブ）
5	地域団体の関係者（愛西市商工会）
6	地域団体の関係者（愛西市観光協会）
7	保健医療福祉団体の関係者（社会福祉協議会）
8	保健医療福祉団体の関係者（協会けんぽ）
9	保健医療福祉団体の関係者（保育協会）
10	保健医療福祉団体の関係者（津島保健所）
11	市民代表者
12	市民代表者
13	学校保健の関係者（市内中学校養護教諭）
14	学校保健の関係者（市内小学校養護教諭）

○保健事業推進アドバイザー

学識経験を有する者（大学教授）